

日・米相互承認協定(MRA)の概要

■ 制度概要

1. 電気通信機器等に関して、適合性評価機関が、相手国の基準に基づきを認証を実施。
2. 日米両国は相手国に所在する適合性評価機関による認証の結果を相互に受け入れる。

■ 効果

1. 無線LANやローミング可能な携帯端末等国内外で利用される機器の認証をワンストップで取得。
2. 認証取得に係る期間・費用の節減等により、企業の負担を軽減。貿易促進。

【相互承認実施前】

【日本】

【米国】

米国の適合性評価機関に直接申請

米国政府

指定・監督

米国内で
検査

米国の適合性評価機関

①申請

Application

Certificate

②認証

米国の市場

③輸出

特定機器メーカー



【相互承認実施後】

【日本】

【米国】

相互承認協定

日本政府（総務省）

米国政府

指定・監督

（米国の法令等により指定・監督）

日本の適合性評価機関（米国の法令により適合性を評価）

①申請

申請書

②認証

証明書

日本国内で検査等→
時間、費用等の節減

③輸出

米国の市場

特定機器メーカー



相手国は日本による認証を受け入れる

